(四)　国際旅客船港湾管理者は、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図るため必要があると認めるときは、旅客施設その他の国際旅客船の受入れを促進するために必要な港湾施設のうち、国際旅客船港湾管理者以外の者が整備するもの（以下「民間国際旅客船受入促進施設」という。）の施設所有者等との間において、国際旅客船取扱埠頭の係留施設の優先的な利用及び当該民間国際旅客船受入促進施設の一般公衆への供用その他当該民間国際旅客船受入促進施設の整備又は管理に関する協定（以下「官民連携国際旅客船受入促進協定」という。）を締結することができることとした。（第五〇条の一八及び第五〇条の一九関係）

(五)　官民連携国際旅客船受入促進協定は、その公示のあった後において民間国際旅客船受入促進施設の施設所有者等となった者に対しても、その効力があることとした。（第五〇条の二〇関係）

(六)　民間国際旅客船受入促進施設の利用に関する料金を収受しようとする当該民間国際旅客船受入促進施設の所有者に対し、料率を記載した書面の提出義務を課するとともに、その料率が不当な差別的取扱いをするものであり、又は著しく不適切である場合には、国際旅客船港湾管理者が変更命令を行うことができることとした。（第五〇条の二一関係）

(七)　国土交通大臣は、官民連携国際旅客船受入促進協定を締結し、又は締結しようとする民間国際旅客船受入促進施設の施設所有者等に対し、官民連携国際旅客船受入促進協定の締結及びその円滑な実施に関し必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めることとした。（第五〇条の二二関係）

2　旅客の取扱いに関する位置付けの強化

(一)　基本方針で定める事項に、官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項を追加するとともに、当該基本方針を定めるに当たって国際観光の振興のため果たすべき港湾等の役割に配慮することとした。（第三条の二関係）

(二)　港湾管理者が臨港地区内において指定することができる分区の対象に、専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域としてクルーズ港区を追加することとした。（第三九条第一項関係）

3　非常災害時における国土交通大臣による円滑な港湾施設の管理制度の創設

国土交通大臣は、非常災害が発生した場合において、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理を、期間を定めて、自ら行うことができることとした。（第五五条の三の三関係）

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

地方自治法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十四号

地方自治法等の一部を改正する法律

（地方自治法の一部改正）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「直ちに」の下に「当該」を加え、同条第三項中「代表者」の下に「（第五項及び第六項において「代表者」という。）」を加え、同条第五項中「第一項の代表者」を「代表者」に改め、「署名について」の下に「、それぞれ」を加え、同条第四項の次に次の一項を加える。

監査委員は、第三項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これらを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

第百五十条及び第百五十一条を次のように改める。

第百五十条　都道府県知事及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

一　財務に関する事務その他総務省令で定める事務

二　前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

市町村長（指定都市の市長を除く。第二号及び第四項において同じ。）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

一　前項第一号に掲げる事務

二　前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。